

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争 又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
敦賀港自動係留装置定期点 検・保守業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年4月1日	OMH Japan(株) 東京都千代田区三番町14 MLC三番町ビル4階	4010401078110	会計法第29条の3第4項 本業務は、敦賀港(鞠山南地区)岸壁(-14m)に設置している自動係留装置の性能を維持するため、定期点検・保守業務を行うものである。 自動係留装置は、海外メーカーのCAVOTEC社製(以下、メーカーという。)であり、国内で初めて敦賀港に設置された装置である。 同装置は、船舶の接岸において、アームの先端に装着した吸着板を遠隔操作により船舶に吸着させ、係留状態を保持する装置であり、アームを船舶の動揺に合わせて上下左右伸縮させる油圧システムと船体に吸着させるための電気・真空システム及びそれらを遠隔制御するシステムに分かれている。 これらのシステムを健全な状態に維持するためには、日常的に遠隔監視を行い、かつ定期的に点検を行う必要がある。 同装置の定期点検・保守業務にあたっては、遠隔監視において機器に内蔵されたセンサーから送信される信号を受信、解析により各システムの状態を監視し、定期点検において、各システムの部品等の健全度を点検するものであり、この遠隔監視の機能や、点検の手順等を示す各種マニュアルにはCAVOTEC社独自の技術にかかる知的財産が含まれているため同社以外は対応できないものである。 OHM Japan株式会社は、装置の開発における独自技術を保有したメーカーと代理店契約を締結した国内唯一の者であり、本業務を遂行できる国内唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、OHM Japan株式会社と随意契約を行うものである。	15,950,000	15,950,000	100.00%	-	
飯田港東防波堤被災メカニズ ム解明に関する研究委託	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年8月8日	国立研究開発法人海上・港湾・ 航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 本業務は、能登半島地震により被害を受けた飯田港東防波堤の被災メカニズムの解明に関する研究を行うことを目的とする 本業務実施に当たっては、下記の要件が必要となる。 ①能登半島地震で発生した津波を的確に再現するため、3次元津波シミュレーションを適切に再現する高度な知見と能力を有すること。 ②水理模型実験装置を用いて津波の状況を再現させ、消波ブロック被覆堤に作用する波力、傾斜堤の必要重量算定時に使用する移動限界イースパッシュ数を算定できる高度な知見と能力を有すること。 ③遠心模型実験装置を用いて地盤状況を再現させ、地震動に よる地盤及び防波堤の挙動を把握できる実験を実施する能力 を有すること。 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、下記のとおり要件を満たす高い能力を有している 地震・津波災害による構造物への影響に関する多数の3次元モデルを含む数値解析の研究実績があり、研究成果を学術講演会等において投稿していることから、3次元モデルによる的確な津波の再現による構造物への影響を把握するための高度な知見と解析技術を有していると判断できる。 また、津波波力を作用させた防波堤等の挙動を把握できる水理模型実験や、地震発生時の地盤の挙動を把握できる遠心模型実験を行った実績があり、本実験を実施する能力を有していると判断できる。 上記より、本業務を実施するに当たって必要不可欠となる地震及び波と流れの同時作用による防波堤の被災メカニズム解明について、高度な知見と技術力を有することから、上記①～③の要件を満たしており、本業務を実施できる者であると判断される。 また、本業務の発注にあたり、参加希望の有無を公募により事前確認を行ったが応募者はいなかった。 以上のことから、同法人は、本業務を効率的且つ確実に実施しうる唯一の機関であると判断されるので、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約するものである。	68,310,000	63,890,200	93.52%	-	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争 又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
七尾港(大田地区)大田物専 岸壁被災メカニズム解明に 関する研究委託	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年9月18日	国立研究開発法人海上・港湾・ 航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 本業務は能登半島地震により大規模な被害を受けた七尾港(大田地区)大田物専岸壁の 被災メカニズムを遠心模型実験及び2次元有効応力解析により解明し、復旧断面(案)の 検証を行うものである。 本業務実施に当たっては、下記の要件が必要となる。 ①遠心模型実験装置とともに高解像度の高速度カメラ及び画像解析技術を用いて遠心力場で振動実験を行い、地震による地盤の挙動を再現し、確認できる高度な知見と実験技術の能力を有すること。 ②港湾施設を対象とした模型実験結果と液状化に関する2次元有効応力解析を連携させ、地盤の液状化による沈下量評価について研究実績を有すること。 ③港湾施設の被害調査及び模型実験、2次元有効応力解析の結果から得られた、液状化の影響範囲及び岸壁構造部材の挙動を踏まえ、総合的に復旧断面(案)の検証を行うことができる高度な知見を有すること。 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、下記のとおり要件を満たす高い能力を有している。 遠心模型実験装置とともに高度な画像解析システム及び画像解析技術を用いて、実物スケールの地盤に相当する応力を地盤内に発生させ、砂粒子レベルの寸法の実地盤の挙動が再現できる実験技術の能力を有している。 また、港湾施設を対象とした実験結果と液状化に関する2次元有効応力解析を連携させ、液状化による沈下量評価について高度な知識と多数の研究実績を有し、研究成果を学術講演会等において投稿していることから、地盤の累積損傷を加味した沈下解析手法の高度な技術力を有していると判断できる。 上記実績に加え、災害時に多数の港湾施設の被害状況調査の実績を多数有することから、経験に基づく高度な知見を有し、総合的に復旧断面(案)の検証が行うことができると判断できる。 また、本業務の発注にあたり、参加希望の有無を公募により事前確認を行ったが応募者はいなかった。 以上のことから、同法人は、本業務を効率的且つ確実に実施しうる唯一の機関であると 判断されるので、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約するものである。	64,383,000	59,962,100	93.13%	-	
新潟港(東港区南ふ頭)国際 物流ターミナル事業用地買収	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年12月2日	新潟県知事 花角 英世 新潟市中央区新光町4番地1	5000020150002	会計法第29条の3第4項 当該地は、新潟港(東港区南ふ頭)国際ターミナル整備事業のために必要な土地である。 当該地の所有者は新潟県であり、本契約を履行できる唯一の者である。 以上のことから、会計法29条の3第4項及び会計令第102条の4第3項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものとする。	205,894,993	205,894,993	100.00%	-	